

**熊本県告示第 500 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所しらつる 熊本市白藤二丁目 3 番 80-205 号	有限会社 しらつる	平成 15 年 4 月 28 日

**熊本県告示第 501 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 水俣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 水俣都市計画下水道事業 水俣公共下水道
- 3 事業計画
  - (1) 収用の部分  
変更なし。
  - (2) 使用の部分  
昭和 51 年熊本県告示第 167 号、昭和 52 年熊本県告示第 1017 号、昭和 59 年熊本県告示第 264 号、昭和 61 年熊本県告示第 799 号、昭和 63 年熊本県告示第 883 号、平成 2 年熊本県告示第 112 号の事業地、平成 9 年熊本県告示第 231 号の 2 の事業地に熊本県水俣市大字月浦字前田の一部を追加し、浜松町及び塩浜町において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間  
昭和 51 年 3 月 2 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

**熊本県告示第 502 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
真護の手 熊本市清水亀井町 32 番 10 号	有限会社 真護の手	平成 15 年 4 月 28 日

**熊本県告示第 503 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あさぎり町社会福祉協議会訪問介護事業所 球磨郡あさぎり町免田東 1190 番地 2	社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会	平成 15 年 4 月 1 日

**【通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あさぎり町社会福祉協議会ヘルシーランド通所介護事業所 球磨郡あさぎり町上北 1874 番地	社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会	平成 15 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 504 号**

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子